

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する基本方針

茨城県信用組合

茨城県信用組合（以下、「当組合」といいます。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止について、その重要性を認識し、内部管理態勢の構築に取り組んでまいります。

1. 体制の整備

当組合は、経営陣の積極的な関与のもと、マネー・ローンダリング等の防止にかかる責任者等の役割を明確にし、関係部署の連携、協働のもとで適切な管理を行います。

2. 事務手続の整備

当組合は、取引時確認、資産凍結等の措置に係る確認、疑わしい取引の届出等、マネー・ローンダリング等の防止に必要な事務手続を整備し、適切に実施します。

3. 役職員に対する研修等の実施

当組合は、マネー・ローンダリング等の防止に関する研修等の職員教育を継続的に実施し、関係法令及び事務手続について周知徹底を図ります。

4. リスク低減措置の検討、実施

当組合は、マネー・ローンダリング等の動向を踏まえながら、提供している商品・サービス等のリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を検討、実施します。

5. 有効性の検証

当組合は、マネー・ローンダリング等の防止の状況について有効性を検証し、その結果を踏まえて、更なる態勢の改善に努めます。

2019年3月27日制定